

久留米大学における公的研究費の管理・監査に関する規則の概要

目的 久留米大学における公的研究費の管理・監査体制について必要事項を定めることを目的とする。(第1条)
 公的研究費とは 文部科学省等の公的機関が研究機関に配分する競争的研究資金等をいう。(第2条)

